

公正証書の実例

1 知り合いの会社から頼まれて急に資金を融通することになったA社からのご相談

事業を営んでいると、急に資金を借りる必要が生じたり、逆に、資金を貸したりする場面に遭遇することがあります。

A社からのご相談は、知り合いの事業者に対して資金を貸し付けたいというものでしたが、万が一返済が滞った場合にスムーズに回収できるようにしておきたい、また、借主代表者の個人保証や担保についても公正証書にしておきたいというものでした。

依頼を受けたその日のうちに条項案を作るとともに、必要な資料（貸主、借主双方の会社の謄本や印鑑証明など）の収集・手配をお願いしました。資料はすぐに集まりましたので、翌日には公証役場に条項案を流したうえで、依頼を受けてから3日後には公証役場で金銭消費貸借の公正証書を作成しました。

お金を借りるときは誰でも協力的なものです。返済が滞った後では、連絡すら取れなくなることもあります。公正証書を作っておけば安心です。

2 公正証書を作成して貸付金を回収できたB社

取引先に延滞金が発生したため、B社では取引先との間で延滞金の返済について公正証書を作成していました。

公正証書に定められた分割金の弁済が滞ったため、B社の依頼を受けて強制執行を行いました。当該取引先の金融機関の口座や売掛金などに対して差押を行い、無事に回収することが出来ました。

公正証書を作成していなければ、訴訟を提起し、勝訴判決を得てからでなければ回収ができませんが、その間数か月かかることもあり、早期の回収のためには公正証書の作成が不可欠です。

※公正証書により強制執行をするためには、特定の金銭債権であることなどいくつか条件がありますので詳しくはお問い合わせください。

3 遺言を作りたいというCさんからのご相談

Cさんは長く体調が優れなかったのですが、自分の死後の遺産について慈善団体に寄付したいという意向があり、遺言を作りたいということでした。

遺言は自分でも作るのですが（自筆証書遺言）、形式的な間違いを防ぐためにも公正証書遺言をお勧めしました。

公正証書遺言の作成には証人2名の立会いが必要ですが、当事務所で弁護士の証人を準備しました。遺産の内容や遺言の内容、Cさんの希望を事前に公証役場に伝えておき、滞りなく公正証書遺言を作成しました。

弁護士 江木大輔のホームページ

<http://www.egidaisuke.com/>

弁護士 江木大輔のブログ

<http://ameblo.jp/egidaisuke>

事務所の所在地

〒112-0013 東京都文京区音羽1-17-11 花和ビル602号
江木法律事務所 弁護士 江木 大輔
TEL：03-5981-9626／FAX：03-5981-9627

お問い合わせ

TEL：03-5981-9626

事務所案内図



◎東京メトロ有楽町線
護国寺駅6番出口徒歩1分

◎1階に、セブン-イレブン・上島珈琲店があるビルです。

一般にはあまり知られていないのですが、「公正証書をつくるメリット」をご存知ですか？

公正証書のご相談

～お金を貸すことになったのだけれど、公正証書にしておくといと聞いたが…

～老後の安心のため任意後見契約をしたい！

～遺言を作っておきたい！

公正証書は国が設けた公証役場の公証人が作成する公的な文書です。

公正証書には特別な効力が認められており、その内容を公に証明するという意味を有するほか、金銭債務の支払については裁判を経ることなく強制執行することができるという特別な効力が認められることがあります。また、判断能力が衰えた後に自分が指定する後見人に財産管理を委託することができる任意後見契約など、公正証書による契約でなければ効力が認められないものもあります。

公正証書のご相談について、お気軽にご連絡ください。

江木法律事務所

弁護士 江木 大輔

是非公正証書を作りましょう！

契約や遺言を公正証書にしておくことで、安心を得ることができます。弁護士に依頼することで、公証人との間の内容の交渉などをスピーディーに行います。

公正証書の のススメ

取引

取引先との契約内容をきちんとしたものにしておきたい

金銭貸借

お金を貸すことになったけれど後ですぐに回収できるようにしたい

遺言

しっかりとした遺言を作っておきたい

不動産

長期間に亘る借地契約を明確なものにしておきたい

離婚

離婚の条件を明確にしておきたい

後見

老後の安心のために任意後見契約を締結したい…

尊厳死

尊厳死のための意思を表示しておきたい…

法的効力が認められている公正証書を上手に活用することで、あなたの大切な資産を守っていくことができます。

公正証書の費用

相談費用	1時間1万円(税別)
調査、公正証書原案の検討、公証人との検討、契約締結への同席、公正証書締結後の入金管理など	5万円(税別)～

※公正証書作成費用その他の実費は別途かかります。
※顧問契約を締結して頂いた場合は、簡易な公正証書の作成その後の対応は顧問契約の範囲内です。
※仮に訴訟その他の法的手段に発展した場合には別途費用を頂きます。
※事案の内容により費用の増減を協議させて頂くことがあります。

公正証書の疑問にお答えします

Q 弁護士に公正証書の作成を依頼するメリットはなんですか？

A 公証役場に直接行けば本人でも有効に公正証書の作成をすることができます。しかし、法的に複雑な問題を含んでいたり、調査をしたうえで原案を作成したりすることが必要な場合があります。そのような場合は法律専門家である弁護士に依頼した方が安心です。また、法律専門家である公証人とのやり取りについても弁護士に依頼することでスムーズに進むことが多いのです。また、公正証書は作って終わりではありません。金銭債務であればその後の入金管理や場合によっては強制執行の手続きを必要とすることもあり、弁護士に依頼しておくメリットは計り知れないものがあります。

Q 急いでいるのですが公正証書はすぐに作ってもらえるのでしょうか？

A 相手方にも来てもらう必要があるのか、単独で作成できる遺言なのか、またその内容にもよりますが、必要な書類さえ整っていれば早ければ1～2日で作成することも可能です。

Q どんな書類が必要なのですか？

A 法人であれば3か月以内の商業登記簿謄本、印鑑証明書、実印、個人であれば身分証明書や印鑑証明書、実印などです(詳しくはお問い合わせください。)



弁護士
江木 大輔
(えぎ だいすけ)

略歴

1974年(昭和49年)千葉県佐倉市生まれ
広島県立祇園北高校
早稲田大学政治経済学部政治学科卒業
2000年(平成12年)司法試験合格
2001年(平成13年)最高裁判所研修所入所 第55期
2002年(平成14年)司法修習終了

弁護士会の活動

第二東京弁護士会
平成15年4月から 高齢者・障がい者総合支援センター運営委員
平成20年4月から 副委員長
平成17年4月から 司法修習委員会委員
平成19年4月から 平成23年3月まで仲裁センター委員

ひとこと

●弁護士として重視していることの一つはスピードです。相談した1週間後に回答を貰ってもその間とても不安になるだけです。チェックしてほしい契約書をメールで添付してもらい、出先であってもすぐにチェックして回答するなど、迅速な提案を心がけています。
●好きな作家は司馬遼太郎、浅田次郎などの歴史小説が好きです。最近では、藤沢周平原作の映画も取り揃えて見えています。